

社会福祉法人さかえの会 評議員及び役員等の報酬の規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さかえの会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、評議員及び役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。但し、業務執行理事を除く。
- (5) 業務執行理事とは、定款16条に基づき置かれる理事をいう。
- (6) 評議員選任・解任委員とは、第6条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 報酬等とは、社会福祉法人第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 評議員・役員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができるものとする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 評議員 | 報酬 |
| (2) 常勤役員 | 報酬 |
| (3) 非常勤役員 | 報酬 |
| (4) 業務執行理事 | 報酬 |
| (5) 評議員選任・解任委員 | 報酬 |

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間40万以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万以内とする。
- 5 常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額とする。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額とする。
- 7 業務執行理事に対する報酬は、別表1に定める額とする。
- 8 評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表1に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 交通費は実費相当（ただし、自家用車の場合は40円/1km）に応じて支給することができる。

(支給の方法)

第6条 役員等の報酬及び費用弁償は、出席の都度支払うものとする。

(支給の形態)

第7条 報酬及び費用弁償は、現金をもって本人に支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

別表1

| 役員名 | 報酬 |
|------------|--------------------------------|
| 評議員 | 評議員としての業務に従事した場合(1日)1万円とする。 |
| 常勤役員 | 常勤役員としての業務に従事した場合(1日)1万円とする。 |
| 非常勤役員 | 非常勤役員としての業務に従事した場合(1日)1万円とする。 |
| 業務執行理事 | 業務執行理事としての業務に従事した場合(1日)1万円とする。 |
| 評議員選任・解任委員 | 評議員選任・解任委員会に出席(1日)1万円とする。 |

附則

この規程は令和 2 年 1 月 19 日から施行する。